記者発表資料

平成２３年９月１５日
新 庄 河 川 事 務 所

『堤防除草により発生した刈草の無料提供』
～　刈草の有効活用　～

新庄河川事務所では、従来より堤防維持管理のための除草を行っております。発生した刈草の有効活用、処分等に係わる費用の縮減を図ることから、地域住民の方々へ無料提供し、ご活用していただく取り組みを実施いたします。

一部区間（鮭川出張所管内）では、刈草を梱包（直径５０ｃｍ×長さ７０ｃｍ程度）した状態で提供可能となります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【１．提供方法・時期等】

・刈草の提供を希望される方は、必ず下記の「申込場所及び問合せ先」まで、ご連絡ください。
・堤防除草で発生した刈草を法尻へ集草します。一部区間（鮭川出張所管内）では、梱包した状態で提供いたします。
・提供可能な時期は、９月中旬～１０月下旬くらいの見込みですが、場所や気象状況等により異なります。詳しくは、下記の問合せ先までご確認ください。

【２．注意事項】

・提供できる量に限りがありますので、作業の都合上、もしくは無くなり次第、終了となります。

【３．申込場所及び問合せ先等】

・土日祝日を除く９時００分～１６時３０分
・鳥越出張所　　TEL：0233（22）6038
・大石田出張所　TEL：0237（35）2024
・鮭川出張所　　TEL：0233（55）3020

発表記者会：新庄新聞放送記者会

問い合わせ先

〒996-0071　山形県新庄市小田島町５－５５
国土交通省　東北地方整備局　新庄河川事務所
ＴＥＬ０２３３－２２－０２５１
技術副所長　高橋　孝男　　内線２０４
管 理 課 長　須藤　純二　　内線３３１

別紙－１

同　意　書

刈草の無料提供を受けるにあたり、下記事項及び別紙注意点に留意し、同意します。

１．個人で利用することを目的とし、第三者への販売、譲渡は行いません。

２．提供される刈草の積み込み及び運搬については、自己の責任において行います。

３．提供を受けた刈草について、他の場所等への投棄は行いません。

４．提供を受ける刈草の数量については、概ね

１日当たり・合計　＿＿＿＿トラック　＿＿＿＿台分程度です。

５．引き渡しを受ける区間は、

＿＿＿＿川の　（　右岸・左岸　）側

＿＿＿k　～　＿＿＿k　付近の　（　川表・川裏　）　です。

６．作業期間は、

年　　月　　日頃　～　　年　　月　　日頃　を予定しています。

国土交通省　東北地方整備局
新庄河川事務所　　出張所長　殿

平成　　年　　月　　日

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
住所

電話　　－　　－

個人情報の保護について
　上記同意書で得た個人情報は、刈草提供の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。

別紙－２

刈草提供に当たっての注意点

１．刈草の積み込み～搬出に要する費用、労力等は、全て刈草提供を認められた申請者（以下「申請者」と称する）の負担となります。

２．刈草の積み込み・運搬作業中に事故を起こさないように注意してください。また、作業にかかわる一切の行為は自己責任（申請者の責任）でお願いします。

３．堤防やその他構造物を損傷しないように注意して作業してください。

４．刈草の積み込み作業の時は、駐車方法等、通行人や一般車両の通行の妨げにならないように作業してください。

５．万一、堤防やその他の構造物、及び第三者への被害が発生したときは、申請者が賠償責任を負うものとします。また、第三者に被害を及ぼした場合や苦情等を受けた場合は、速やかに担当出張所へ報告してください。

６．運搬した刈草は、責任を持って利用し、もし余った場合においても不法投棄や転売、第三者への再配布は絶対に行わないでください。

７．万一、違反行為や不法行為が認められた場合は、直ちに許可を取り消すとともに、内容に応じて、法的措置を講じます。

堤防除草により発生した刈草を無料提供します！

新庄河川事務所では、従来より堤防維持管理のための除草を行っております。発生した刈草の有効活用、処分等に係わる費用の縮減を図ることから、地域住民の方々へ無料提供し、ご活用していただく取り組みを実施いたします。

一部区間（鮭川出張所管内）では、刈草を梱包（直径50cm×長さ70cm程度）した状態で提供可能となります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

【刈草の状態】

①極力自然乾燥に努めますが、湿っている場合もあります。

②刈草は乾燥の頃合いを見て集草しますが、10日間以上経過したものは湿っていても集草します。

③出来る限り注意を払いますがゴミ，堅い草等が混入している場合があります。

（※注意事項）

- 提供できる刈草の量、時期、提供方法には限りがあります。
- 提供時期は9月中旬～10月下旬頃の見込みですが、場所や気象状況等により異なります。
- 必ずしも良い草とは限りませんので、現地確認をお願いしています。
- 原則として、現地まで取りに来て頂きます。違法行為（不法投棄、転売等）のないようにしてください。
- その他、引き渡し後の返品や、お譲りした刈草の使用に関する損害等について当事務所では責任を負いかねます。

刈草は「そのまま」や、一部区間（鮭川出張所管内）で「梱包」した形で、配布を予定しています。



梱包イメージ

そのままイメージ

【　お問い合わせ先　】

国土交通省　新庄河川事務所

鳥越出張所　　TEL：0233－22－6038

大石田出張所　TEL：0237－35－2024

鮭川出張所　　TEL：0233－55－3020

※　土日祝日を除く、9時00分～16時30分